



總地紺  
倭文ナリ  
黄赤糸

一予○多田謹で按するに、倭文はわが國の物なり、神宮の御裝束、古例のまゝ、菊の文なり、朝家菊の御文を用給ふは、是に據るべし、餘は倭文にあらず、重て按ズルニ、桐の文は吳服より、壺井翁取菊は倭文より、給ふ成べし、知○義裝束文飾推談に、寛平の帝の菊の御詩あれば、是より御文と成たるならんとの説は甚いぶかし。

〔好古小録下〕諸器物ノ紋ニ巴ヲ用ユル者、古昔ヨリ多シテ、其形今ト異ナリ、○中菊花ヲ紋ニ用ルコト、何レノ時ニ始コトヲシラズ、滋賀宮及平城宮ノ花頭瓦皆菊花ヲ用レバ、其ヨリ來ルコト久シ、此等ノ紋、モト何ノ意アルコトヲシラズ、

賜紋

〔碧山日録〕應仁二年七月十六日甲戌、客曰、彦洞明窓和尚、住南禪、翌日謁聖廟、拈香語曰、曾聞吾祖侍